

1. 大阪府救急告示医療機関の事務手続き等 について

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 救急告示医療機関の認定 | P 2 |
| (2) 救急業務協力体制の変更等 | P 2 |
| (3) システムの概要 | P 3 |
| (4) 配付端末の注意事項等 | P 3 |
| (5) 応需情報の入力 | P 4 |
| (6) 救急搬送患者の報告 | P 5 |
| (7) 受入実績の評価基準 | P 6 |
| (8) 説明会等の参加 | P 7 |
| (9) 救急告示認定等に係る
事務手続きについて | P 8 |
| (10) 問い合わせの窓口 | P 27 |

(1) 救急告示医療機関の認定

- ・ 救急告示医療機関の認定期間は **3年間** です。
- ・ 当該年度中に更新の期限を迎える救急告示医療機関には、**5月～6月頃**に、更新対象である旨の通知を送付します。更新手続きを忘れることのないよう注意してください。

⇒救急告示認定等に係る事務手続きについては、P 8 参照



(2) 救急業務協力体制の変更等

- ・ 認定後、救急業務協力申出の内容に変更が生じた場合や、停電や院内クラスター等で救急患者の受入れを一時的に停止する場合は、各種届出が必要です。

- ・ 詳細は、「大阪府救急告示医療機関認定マニュアル・様式集」で様式をダウンロードし、確認してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>



(3) システムの概要

・ 救急告示医療機関は、認定基準により、システムに参画することが義務付けられています。

➡ 「大阪府救急・災害医療情報システム」：応需情報の入力等

➡ 「大阪府情報収集システム（ORION）」：救急搬送患者報告

⇒ 資料『2. 救急・災害医療に関する大阪府のシステムについて
（1）システム全体の概要について』参照



(4) 配付端末の注意事項等

・ 大阪府では、救急告示医療機関の認定を受けた医療機関（精神科単科の救急告示医療機関を除く）に対し、タブレット端末を配付しています。

⇒ 資料『2. 救急・災害医療に関する大阪府のシステムについて
（2）配付端末の注意事項等について』参照



(5) 応需情報の入力

・ 救急告示医療機関は、「大阪府救急・災害医療情報システム」により、1日2回以上、応需情報の入力を行う必要があります。

(注 1日2回の入力は、報奨金算定のための最低ラインであり、
応需状況等の変化に応じて、随時入力してください。)

・ 救急告示医療機関の認定基準であると同時に、要件を満たす入力については、システム入力に係る報奨金の対象となります。

⇒資料『2. 救急・災害医療に関する大阪府のシステムについて (3) 「大阪府救急・災害医療情報システム」について エ 応需情報入力』参照

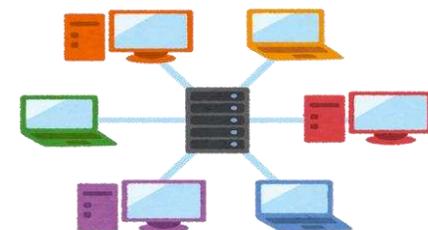
大阪府救急・災害医療情報システム



(6) 救急搬送患者の報告

- ・ 救急告示医療機関は、「大阪府情報収集システム（ORION）」により、救急車で自院に搬送された全ての事案について、事後に患者情報を入力する必要があります。
 - ・ 救急告示医療機関の認定基準であると同時に、要件を満たす入力については、システム入力に係る報奨金の対象となります。
 - ・ また、搬送困難症例として大阪府が定める事案について要件を満たす入力を行った場合は、大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金の対象となります。
- (注 要件を問わず、全ての事案について入力が必要です。入力された情報は、救急医療体制向上等のための分析・検証に利用します。)

⇒資料『2. 救急・災害に関する大阪府のシステムについて (4) 「大阪府情報収集システム（ORION）」について ウ 救急搬送患者の報告方法』参照



(7) 受入実績の評価基準

・ 救急告示医療機関（※）は、認定基準に定める受入実績を満たす必要があります。受入実績の基準を満たさない医療機関は、更新することができません。

（※ 三次のみ又は精神科単科の救急告示医療機関を除く。）

⇒大阪府救急告示医療機関認定マニュアル（二次救急告示医療機関用）参照
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>



令和7年度からの認定においては、以下の評価基準のいずれかを満たす必要があります。

<評価基準Ⅰ>

大阪府内の消防機関からの時間外救急搬送受入件数が1年間で60件以上（2半期連続で30件以上）であること

<評価基準Ⅱ>

大阪府内の消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が1年間で120件以上（2半期連続で60件以上）であること
なお、前回の認定が評価基準Ⅱによる場合は適用しない

※ 非通年・輪番制のみで認定を受ける医療機関は、上記の1／2の件数（端数切捨）とする。

※ 「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする。

(8) 説明会等の参加

- ・ 救急告示医療機関（二次）は、府が指定する説明会等に、毎年度1回以上、参加する必要があります。
- ・ 説明会等への参加は、救急告示医療機関（二次）の認定基準であるため、認定更新の際に受講状況を確認します。
- ・ 大阪府主催の説明会・研修会・訓練等については、その都度、「大阪府救急・災害医療情報システム」の「お知らせ」欄への掲載や、一斉送信メール等で案内しますので、内容を御確認のうえ、積極的に御参加ください。

<大阪府主催の説明会>

大阪府救急・災害医療情報システムに係る説明会

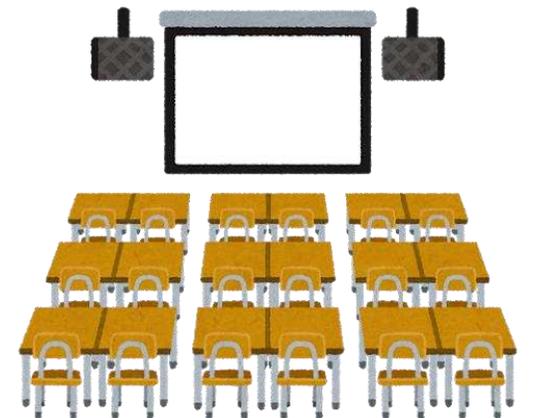
<他の主催者の例>

大阪府医師会等各種団体・各種学会・各医療機関（自院を含む） 等

<他の主催者による研修会等の例>

ICLS講習会・ACLS研修会・BLS研修会 等

※ 各地区医師会で実施される研修会は、市民向けの研修会であるため対象外。



(9) 救急告示認定等に係る事務手続きについて

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 変更等に係る事務手続きについて | P 9～ |
| ② 令和7年度の更新スケジュール | P 12 |
| ③ その他 | P 13～ |
| ④ 大阪府児童虐待防止医療ネットワーク
事業について | P 19～ |
| (参考) 現行の認定基準 | P 20～ |
| (補足) 令和7年度以降の認定基準について | P 24～ |

① 変更等に係る事務手続きについて

ア 申出書の記載内容の変更

認定の際に御提出いただいた「救急業務協力申出書」の記載内容（医療機関名・開設者・所在地・救急医療担当常勤医師 等）に変更が生じる場合、変更等が確定した時点で速やかに「救急業務協力体制等変更届」を所管保健所（大阪市内の場合は各区保健福祉センター）へ提出してください。

救急搬送が円滑に行われるよう、変更内容を集約の上、関係機関に通知を行う必要がありますので、御協力をお願いします。

なお、建替え等に伴い所在地が変更となる場合は、お手数ですが、上記書類の提出前に大阪府医療対策課 救急・災害医療グループ（06-6944-9168）に御連絡をお願いします。

① 変更等に係る事務手続きについて

イ 救急患者の受入れの一時停止

院内工事等の理由により、救急患者の受入れを一時的に（一定期間）停止する場合は、救急搬送が円滑に行われるよう消防機関等へ周知する必要がありますので、下記様式を必ず事前に大阪府救急医療情報センター事務局へFAXで提出してください。

なお、提出時点で停止期間の終期が未定の場合は「未定」とし、確定した時点で再度提出してください。

【様 式】 救急患者受入一時停止届

【取得場所】 「大阪府救急告示医療機関認定マニュアル・様式集」

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>)

【提出先】 大阪府救急医療情報センター事務局

TEL : 06-6344-9893 (対応は平日 9時～17時)

FAX : 06-6455-3742 (受付は24時間365日)

① 変更等に係る事務手続きについて

ウ 配付端末及び回線の移設等の手続き

【費用負担】

区分	負担者
移 設（建替え、レイアウト変更等）	各医療機関
新規設置（新規告示認定時） 撤 去（告示辞退時）	大阪府

【手続方法】

流れ	対象
① 移設・撤去を希望する旨の連絡	移設・撤去
② NTTデータ関西から日程調整等の連絡	新規設置・移設・撤去
③ 端末機及び回線工事	新規設置・移設・撤去
④ 端末運用開始	新規設置・移設

※ まずは、大阪府医療対策課 救急・災害医療グループ
(06-6944-9168) に御連絡をお願いします。

② 令和7年度の更新スケジュール

ア 対象機関

令和7年度に更新の手続きが必要となる医療機関は、令和4年度に認定を受けた医療機関です。

(※ 認定期間：令和5年1月26日～令和8年1月25日)

令和4年度に認定を受けた医療機関の参照方法は、「③その他」に記載しています。

イ 対象機関への通知等

更新対象医療機関への通知及び救急告示医療機関認定マニュアルの大阪府ホームページへの掲載は、令和7年5月～6月頃に行う予定です。

ウ 申出書等の提出期限

医療機関から所管保健所への申出書等の提出期限は、令和7年7月下旬を予定しています。

③ その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

告示番号は大阪府ホームページで確認できます。

【主な告示番号】

年度	告示番号	告示日	認定日	有効期限
R 4	大阪府告示第79号	R 5. 1. 26	R 5. 1. 26	R 8. 1. 25
R 5	大阪府告示第1449号	R 5. 12. 7	R 5. 12. 7	R 8. 12. 6
R 6	大阪府告示第1661号	R 6. 12. 16	R 6. 12. 16	R 9. 12. 15

③ その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

【確認方法】

A 大阪府ホームページで「大阪府公報について」のキーワードで検索

B 検索結果から「大阪府／大阪府公報について」をクリック

※ 直接アクセスする場合

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040010/houbun/koho/index.html>)

C 「過去の公報を閲覧する」をクリック

過去の公報

「大阪府公文書館 所蔵資料検索システム」画面で操作していただきます。

はじめてご利用になる方は、大阪府公文書館の[「検索方法について」](#)のウェブページをまずお読みください。

「過去の公報を閲覧する(大阪府公文書館所蔵資料検索)」のリンクをクリックして、大阪府公文書館トップページ(外部サイト)を開きます。

明治21年(1888年)1月から前々月までの間に発行された大阪府公報を検索して閲覧していただけます。

更新は不定期に行っていますので、ご了承ください。

過去の公報を閲覧する
(大阪府公文書館所蔵資料検索)

③ その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

【確認方法】

- D 「より詳細な検索条件を指定する場合はこちら」をクリックして開き、「救急病院の認定」または「救急病院又は救急診療所の認定」と入力→「行政資料」をチェック→「検索を実行」

お知らせ

所蔵された資料を探す、見る

■当館が所蔵する公文書等の目録情報を検索し、ご覧いただけます。

検索実行

●より詳細な検索条件を指定する場合はこちら(所蔵資料検索画面へ)

●国立公文書館の検索システムはこちら

所蔵資料を閲覧する場合は、事前にご予約をお願いします。

所蔵資料は、閲覧前に個人情報が含まれていないか等の確認をしています。また、遠方の書庫に所蔵している資料もあり、取りよせに時間がかかることがありますので、利用者の皆様の利便性を図るため事前予約をお願いしています。(資料の準備が整いましたらお知らせします。)ご協力、よろしくお願いいたします。

また、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、利用人数の制限をさせていただいています。ご了承ください。

なお、企画展示は、ご自由にご覧いただけます。

検索条件(簡易) 隠す

キーワード(8つまで指定可能です。) [全角1-20文字]

作成年月日 西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日

作成室課/発行者 [全角1-30文字]

検索対象 公文書 古文書 行政資料

検索条件(詳細) 表示

検索を実行 検索条件をクリア

③ その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

【確認方法】

エ 閲覧する件名をクリックして開き、「デジタルファイル」をクリック

12	簿冊	D0-2021-223 0000438288	大阪府公報 令和3年11月29日 第623号	大阪府 2021年11月29日
	件名	D0-2021-223 0000438292	救急病院の名称の変更の届出(公告第96号)[PDF]	保健医療室医療対策課 2021年11月29日
13	簿冊	D0-2021-236 0000438415	大阪府公報 令和3年12月16日 第636号	大阪府 2021年12月16日
	件名	D0-2021-236 0000438417	救急病院の認定(告示第1750号)[PDF]	保健医療室医療対策課 2021年12月16日
14	簿冊	D0-2022-13 0000440703	大阪府公報 令和4年1月21日 第857号	大阪府 2022年01月21日
	件名	D0-2022-13 0000440707	救急病院の名称の変更の届出(公告第25号)[PDF]	保健医療室医療対策課 2022年01月21日

大阪府 公文書館 [- 閲覧予約 -](#) [予約一覧参照](#) [● 閲覧予約に関する詳細はこちら](#)

簿冊詳細 > [件名詳細]

請求記号	D0-2021-236
簿冊登録番号	0000438415
簿冊標題	大阪府公報 令和3年12月16日 第636号
件名登録番号	0000438417
件名標題	救急病院の認定(告示第1750号)[PDF]
作成室課/発行者	保健医療室医療対策課
作成年月日	2021(令和3)年12月16日
資料注記	
デジタルファイル	画像を表示

③ その他

ア 告示番号・告示日の確認方法

【確認方法】

F 告示の内容を確認

大阪府告示第79号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院又は診療所を救急病院又は救急診療所として認定した。

令和5年1月26日

大阪府知事 吉村 洋文

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
豊中敬仁会病院	豊中市少路一丁目8番12号	令5.1.26	令8.1.25
市立豊中病院	同 柴原町四丁目14番1号	同	同
小西病院	同 曾根東町二丁目9番14号	同	同
さわ病院	同 城山町一丁目9番1号	同	同
上田病院	同 庄内幸町四丁目28番12号	同	同
大阪脳神経外科病院	同 庄内宝町二丁目6番23号	同	同
箕面市立病院	箕面市萱野五丁目7番1号	同	同
市立池田病院	池田市城南三丁目1番18号	同	同
巽病院	同 天神一丁目5番22号	同	同
大阪府済生会吹田病院	吹田市川園町1番2号	同	同

③ その他

イ マニュアルや様式等について

電子媒体は大阪府ホームページで確認できます。

【確認方法】

A 大阪府ホームページで「救急データ集」のキーワードで検索

B 検索結果から「大阪府／救急データ集」をクリック

C 「令和6年度版 救急告示医療機関認定マニュアル・様式集」をクリック

※ 直接アクセスする場合

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>)

D マニュアルや様式の内容を確認

[トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [救急](#) > [救急医療](#) > [救急医療](#) > 大阪府救急告示医療機関認定マニュアル・様式集

大阪府救急告示医療機関認定マニュアル・様式集

④ 大阪府児童虐待防止医療ネットワーク事業について

救急告示医療機関の認定に係る、児童虐待早期発見のための体制整備については、資料『6. 児童虐待早期発見のための体制整備について』を御確認ください。

(参考) 現行の認定基準

ア 救急告示医療機関（二次）の認定基準

項目	認定基準
開設年月日	・ 開設 1 年以上
協力診療科	・ 何科でもよい
救急患者のための専用または優先病床数	・ 1 科につき 2 床以上
救急協力体制	○固定通年制 : 365日、24時間体制 ○非通年制・輪番制 : 1日単位での24時間体制 ※ (小児科、精神科、耳鼻咽喉科、眼科を協力診療科目とする) 輪番制医療機関については、1日単位で特定の曜日等の24時間体制 (又はこれに準じる体制)
救急医療担当医師	・ 1 協力診療科につき常勤医 2 名以上 ※ 輪番制医療機関及び非通年制医療機関については、1 協力診療科につき常勤医 1 名以上 ・ 同科目において臨床経験 5 年以上であること
救急医療に従事する医師の勤務体制	・ 平日昼間、平日夜間、日・祝日の各々の時間帯において科目 (整形外科、脳神経外科及び精神科を除く) ごとに 1 名以上施設内で待機すること ※ 輪番制医療機関及び非通年制医療機関については、協力日において、1 名以上施設内で待機すること 但し、整形外科、脳神経外科及び精神科については、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることを含む (オンコール体制も含む)

(参考) 現行の認定基準

ア 救急告示医療機関（二次）の認定基準

項目	認定基準
受入実績	<ul style="list-style-type: none">・以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする）○評価基準Ⅰ：医療機関の所在地を管轄する消防機関からの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上○評価基準Ⅱ：医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が合わせて3ヶ月で30件以上 <p>※ 非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数（端数切捨）</p>
救急医療情報システム	<ul style="list-style-type: none">・救急医療情報システムに参画し、情報入力端末機（基本的に府が貸与）に、府が示すマニュアルに基づき、応需情報等の入力を行うこと・救急搬送患者報告のシステム入力を実施すること <p>※精神科救急医療システムに参画している精神科を除く）</p>
備えておくべき施設・設備	<ul style="list-style-type: none">・エックス線装置、心電計、輸血輸液設備、除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器、麻酔器（麻酔器については、協力診療科目が内科系の場合を除く） <p>但し、協力診療科によって必要な設備機器は別途定める（基本的な検査が実施できること）</p>
付近道路の幅員	<ul style="list-style-type: none">・最小4メートル以上
救急車通行の難易	<ul style="list-style-type: none">・施設に達するまでに通行不能となる場合は不可
救急患者搬入口への救急車の接着	<ul style="list-style-type: none">・接着可能であること

(参考) 現行の認定基準

ア 救急告示医療機関（二次）の認定基準

項目	認定基準
児童虐待早期発見のための体制	<ul style="list-style-type: none">・ 児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置・ 児童虐待に関する委員会または児童虐待対応マニュアルを作成（小児科、産婦人科、整形外科、外科、脳外科等、虐待を受けている子どもが救急受診する可能性が高い科目の救急告示医療機関では、児童虐待に関する委員会とマニュアルの両方の作成が望ましい） ※上記2項目をいずれも満たすこととする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 医療機関所在地を管轄する保健所、消防機関及び地元医師会の意見を付する・ 別に府が指定する研修会、説明会等に1年度につき1回以上参加すること

(参考) 現行の認定基準

イ 救命救急センターの認定基準

項目	認定基準
運 営	<ul style="list-style-type: none">救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有すること
人 員	<ul style="list-style-type: none">3年以上の救急医療の臨床経験を有し、専門的な救急医療に精通している医師が常時診療に従事していること院内の循環器、脳神経等を専門とする医師との連携があること夜間・休日の診療について、交代して勤務ができる体制を導入していること
設 備	<ul style="list-style-type: none">高度な救命救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること重篤（重症で緊急度の高い）救急患者のために優先的に入院できる病床を有すること救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室（ICU）を適当数有すること
連 携	<ul style="list-style-type: none">初期救急医療担当医療機関や入院機能を有する救急医療機関、消防機関との連携体制を構築していることメディカルコントロール協議会に積極的に参画すること災害時等は関係機関と連携し、優先してその対応に当たること
研 修	<ul style="list-style-type: none">臨床研修医を年間4人以上受け入れていること救急隊員（救急救命士を含む）の臨床での研修を年間120人日以上受け入れていること
搬 送	<ul style="list-style-type: none">重篤救急患者の搬送依頼を全て受諾すること
治 療	<ul style="list-style-type: none">重篤救急患者を年間365名以上受け入れる能力とそれに見合う実績を有すること
充実段階	<ul style="list-style-type: none">毎年、厚生労働省が実施する「救命救急センターの現況調」において充実段階がSまたはAであること

(参考) 現行の認定基準

ウ 小児救命救急センターの認定基準

項目	認定基準
受 入	<ul style="list-style-type: none">・ 24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供すること・ 小児救急医療の「最後の砦」として、搬送先医療機関の選定に難渋する小児救急患者、特に乳幼児の救急患者の受入に努めること
人 員	<ul style="list-style-type: none">・ 小児集中治療室に、常時、専従の医師及び研修医を確保すること なお、専従の医師については、日本集中治療学会が認定した集中治療専門医、日本小児科学会が認定した小児科専門医、日本救急医学会が認定した救急科専門医等、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと・ 小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合（必要時には患者1.5名に1名以上）で確保すること・ 診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保すること
入 院 数	<ul style="list-style-type: none">・ 小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であること
救急搬送受入	<ul style="list-style-type: none">・ 救急搬送を相当数（本院を含む）受け入れること
施 設	<ul style="list-style-type: none">・ 専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有すること・ 必要な専用の診察室（救急蘇生室）を有すること なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくこと・ 診療に必要な施設は耐震構造であること
設 備	<ul style="list-style-type: none">・ 必要な医療機器を備えること

(補足) 令和7年度以降の認定基準について

救急告示医療機関（二次）の認定基準を下記のとおり改正しました

大阪府救急告示医療機関認定基準（二次） 改正新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
大阪府救急告示医療機関認定基準（二次）		大阪府救急告示医療機関認定基準（二次）	
項目	認定基準	項目	認定基準
開設年月日	(略)	開設年月日	(略)
協力診療科	(略)	協力診療科	(略)
救急患者のための専用 または優先病床数	(略)	救急患者のための専用 または優先病床数	(略)
救急協力体制	(略)	救急協力体制	(略)
救急医療担当医師	(略)	救急医療担当医師	(略)
救急医療に従事する 医師の勤務体制	(略)	救急医療に従事する 医師の勤務体制	(略)
受入実績	<ul style="list-style-type: none"> 以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする） ○評価基準Ⅰ 大阪府内の消防機関からの時間外救急搬送受入件数が1年間で60件以上（2半期連続で30件以上） ○評価基準Ⅱ 大阪府内の消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が1年間で120件以上（2半期連続で60件以上） <p>※評価基準Ⅱについて、前回の認定が評価基準Ⅱによる場合は適用しない。 ※非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数（端数切捨）とする</p>	受入実績	<ul style="list-style-type: none"> 以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする） ○評価基準Ⅰ 医療機関の所在地を管轄する消防機関からの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上 ○評価基準Ⅱ 医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が合わせて3ヶ月で30件以上 <p>※非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数（端数切捨）とする</p>

(補足) 令和7年度以降の認定基準について

救急告示医療機関（二次）の認定基準を下記のとおり改正しました

新（改正後）		旧（現行）	
救急医療情報システム	(略)	救急医療情報システム	(略)
備えておくべき施設・設備	(略)	備えておくべき施設・設備	(略)
付近道路の幅員	(略)	付近道路の幅員	(略)
救急車通行の難易	(略)	救急車通行の難易	(略)
救急患者搬入口への救急車の接着	(略)	救急患者搬入口への救急車の接着	(略)
児童虐待早期発見のための体制	(略)	児童虐待早期発見のための体制	(略)
その他	(略)	その他	(略)

※救急告示医療機関認定の更新にあたり、受入実績の項目における認定基準の適用により救急告示医療機関数が激減するなど、地域医療に与える影響が大きいと判断される場合は、従前の認定基準を適用して更新を認めるものとする。

基準改正についての詳細は、大阪府ホームページをご確認ください

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/qq/kyukyukokuzi.html>

(10) 問い合わせの窓口

- 各システムの操作方法・配付端末の不具合について

NTTデータヘルプデスク TEL：0120-24-9980

（システムの操作方法は平日9時～17時30分対応可、

配付端末の不具合は24時間365日対応可）

- 救急告示の認定、「大阪府救急・災害医療情報システム及びORION」の運用等について

大阪府医療対策課 救急・災害医療グループ

TEL：06-6944-9168（直通）（平日9時～18時対応可）

- 府内消防機関向け救急患者の一時的な受入停止等の通知について

大阪府救急医療情報センター事務局

FAX：06-6455-3742（受付は24時間365日、様式のダウンロードはP2を参照）

TEL：06-6344-9893（対応は平日9時～17時）

